
第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

○住み慣れた地域で誰もが自分らしくいきいきと笑顔で暮らせる地域づくりに向けて、市民、地域団体、事業所、行政等、様々な主体が連携しながら、支え合い、助け合いを進めていくことが重要です。

○多摩市では、第六次多摩市総合計画を2023（令和5）年度中に策定予定です。その中で、「健幸まちづくり」「ダイバーシティ&インクルージョン」「新型コロナウイルス感染症対策」「SDGs」など、いくつかの計画策定の前提・背景となる事項が示されています。本計画においても、これらの事項を踏まえながら、計画を推進していく必要があります。

○多摩市では、高齢化の進行、課題の複雑化・多様化、コロナ禍などの影響により、これまで進めてきた「参画」、「協働」が頭打ちになりつつあり、市民との協働によるまちづくりを将来にわたって持続可能にしていくためには、新たなしくみが必要となっています。具体的には、多様な主体が地域でつながり、地域を行政や中間支援組織が支え、新たな担い手を掘り起こす「地域協創」のしくみが必要とされています。

○本計画では、年齢、性自認、国籍、障害の有無等に関わらず、誰もが繋がり、認め合い、支え合いながら、みんなが笑顔でいきいきと暮らし続けられるまちの実現に向けて、次のとおり目指す方向性を定めるとともに、「Ⅰ身近な地域で健幸的な生活を楽しむ」「Ⅱ地域でつながり合う」「Ⅲ地域の人々で見守り支え合う」の3つの視点を常に市民や団体、事業者等と共有しながら、計画を推進します。

■目指す方向性

誰もが認め合い 支え合う みんな笑顔で健幸なまち 多摩

(仮称) 第六次多摩市総合計画の
前提・背景

- ・新型コロナウイルス感染症への対応
- ・孤立防止の視点
- ・ダイバーシティ & インクルージョンの視点
- ・健幸まちづくりの視点
- ・地域を「支える」、「つなぐ」、「掘り起こす」地域協創のしくみ

多摩市の地域福祉を取り巻く現状・課題
から導かれる主な取組の方向性

- (1) 地域活動の活性化
- (2) 相談支援体制
- (3) 課題を抱える人への支援
- (4) 情報提供体制
- (5) 防犯・防災
- (6) ユニバーサルデザイン・多様性の尊重

多摩市を取り巻く現状

■地域づくりの視点

I 身近な地域で健幸的な生活を楽しむ

- 身近な地域についての関心を高め、自分に合った活動を見つけ、気軽に参加しやすい地域を目指します。
- 誰もが幸せを実感し、自分らしく毎日いきいきと暮らせる健幸都市（スマートウェルネスシティ）の実現を目指します。
- 感染症の流行など、社会情勢の変化があっても、人と人とのつながりが絶えない地域を目指します。

II 地域でつながりを深める

- 地域の多様なネットワークを活かし、地域ぐるみで課題に取り組むまちを目指します。
- 社会福祉法人や民生・児童委員など、多様な主体による地域づくりが進むとともに、障がいがあっても、高齢でも、子育て中であっても、誰もが担い手・支え手となって、助け合い・支え合える地域を目指します。
- 支援する人、支援される人で役割が分かれるのではなく、ある時は支える側に、ある時は支えられる側になりながら、誰もがお互いに役割を持ちながら助け合うことで、いきいきと笑顔で健幸に暮らし続けられる地域を目指します。

III 地域のみんなで見守り支え合う

- 社会的孤立の防止や複合化する課題への対応など、支援を求める声に耳を傾け、支援を必要とする人が抱える困りごとに寄り添い、住民同士が身近に見守り・支え合いながら、誰一人取り残さない地域を目指します。
- 年齢、性自認、国籍、障害の有無等に関わらず、互いに理解し尊重し合える地域を目指します。

第2節 基本施策

基本理念の実現に向けて、次の6つの基本施策に沿って具体的な取組を展開します。

I 地域づくり

基本施策1 地域への関心を高める

町会・自治会等への若年層の加入者不足、組織の高齢化などにより、地域コミュニティの担い手が不足しています。また、近所付き合いが希薄化する中、地域での支え合いの維持・充実に向け、地域への関心を高め、参加を促す取組を推進します。

基本施策2 子どもから大人まで地域ぐるみで「健幸」をめざす

誰もが幸せを実感し、自分らしく毎日いきいきと暮らせるよう、市民と関係団体・機関等が密接に連携し、健幸都市（スマートウェルネスシティ）の実現に向けた取組を推進します。

II 地域づくり

基本施策3 地域の包括的なネットワークを充実する

地域福祉推進委員会をはじめとする、地域の多様な主体の活動が連携し、地域の包括的なネットワークの充実を推進します。

基本施策4 地域で課題に向き合い・寄りそう

多様化・複雑化する課題への対応に向けて、重層的な支援体制の充実を図るとともに、アウトリーチによる課題の早期発見・支援と、地域を支える人材育成を推進します。

III 地域づくり

基本施策5 困難を抱える当事者や家族を見守り・支える

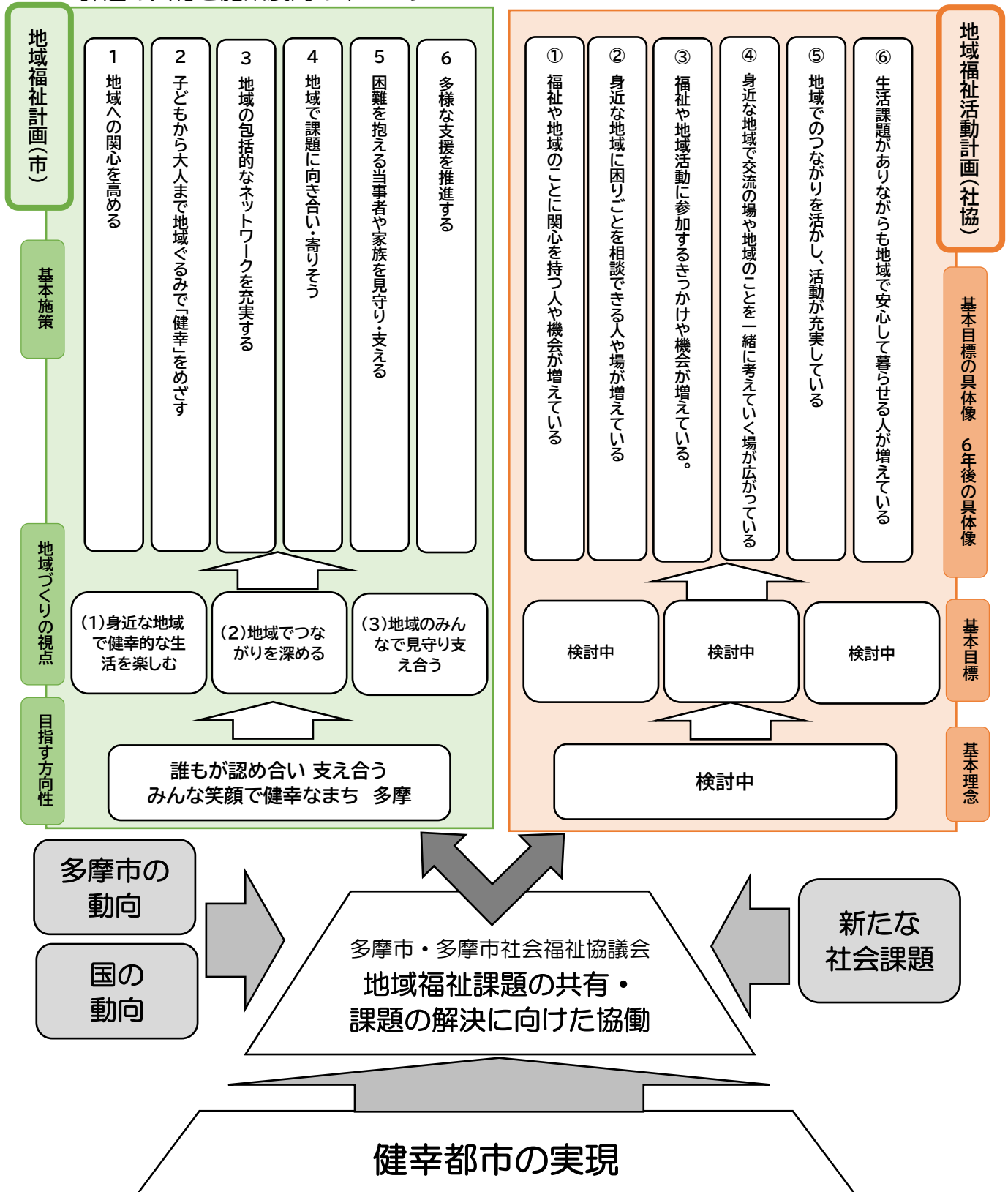
困難を抱える当事者だけでなく、その家族や保護者を、地域全体の力を合わせて見守り支えることで、安心して暮らせる生活の基盤づくりを推進します。

基本施策6 多様な支援を推進する

生活困窮や自殺対策、権利擁護、再犯防止に向けた取組をはじめ、防災・防犯体制の強化やユニバーサルデザイン・多様性の尊重など、個別の福祉分野における支援にとどまらない、多様な視点と地域連携による支援を推進します。

多摩市では、「健幸都市の実現」をひとつのまちづくりの目標として定めており、多摩市と多摩市社会福祉協議会は、この考え方と、その実現のために取り組むべき地域福祉に関する課題を共有しています。そこから、多摩市では地域福祉計画（本計画）、多摩市社会福祉協議会では地域福祉活動計画を通じて、それぞれの役割に応じた取組を展開します。

■課題の共有と施策展開のイメージ



第3節 施策の体系

地域づくりの視点	基本施策	施策
I 身近な地域で健幸的な生活を楽しむ	1 地域への関心を高める	(1) 地域活動に関する意識啓発と情報発信
		(2) 地域活動・交流のきっかけづくり【重点】
	2 子どもから大人まで地域ぐるみで「健幸」をめざす	(1) 健康づくり・生きがいづくり
		(2) ボランティア活動・市民活動への支援
II 地域でつながりを深める	3 地域の包括的なネットワークを充実する	(1) 地域福祉推進委員会の推進
		(2) 地域の多様な主体の活動の推進
	4 地域で課題に向き合い・寄りそう	(1) 重層的な支援体制づくりの推進【重点】
		(2) 地域を支える人材・組織の育成強化
III 地域のみんなで見守り支え合う	5 困難を抱える当事者や家族を見守り・支える	(1) 当事者や家族への理解の促進
		(2) 地域の見守り・支援の充実
		(3) 当事者や家族への情報提供・相談支援
	6 多様な支援を推進する	(1) 生活困窮者・支援が必要な若者等への支援
		(2) 自殺対策の推進
		(3) 権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画)
		(4) 「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」の推進【重点】
		(5) 防災・防犯体制の強化と再犯防止に向けた取組の推進(再犯防止推進計画)
(6) 多様性の尊重・ユニバーサルデザイン【重点】		

具体的な施策の展開
①多様な機会・媒体を活用した情報提供の充実 ②活動情報の提供と支援 ③福祉意識の醸成
①地域で活動する事業者等の地域づくりへの参加の促進 ②全ての世代のボランティア参加の促進 ③活動・交流の場と機会の提供
①ライフステージや状況に応じた保健・医療・福祉の適切な支援 ②健康づくりの取り組みの推進 ③シルバー人材センターへの支援 ④生きがいづくり支援
①ボランティア活動・市民活動への支援
①地域福祉推進委員会の推進 ②地域福祉推進委員会と連携した地域福祉の推進
①自治会・町会、老人クラブ・多摩市青少年問題協議会地区委員会等の活動への支援 ②民生・児童委員等への支援 ③多摩市社会福祉協議会への支援と連携
①包括的な相談支援の整備 ②アウトリーチによる課題の早期発見と支援 ③重層的な支え合いのネットワークづくり
①地域課題解決に向けた人材の配置 ②地域の多様な主体と連携した人材育成の推進 ③市の地域福祉に関する施策の企画・推進機能の強化
①就労機会の確保等の支援 ②障がい等への理解の促進
①日頃からの見守り・支援体制の整備・充実
①地域の関係機関と連携した情報提供・相談支援体制の充実
①生活困窮者・支援が必要な若者等の自立支援の推進 ②移動・住まいの支援
①自殺予防の推進
①成年後見制度利用促進検討会議 ②権利擁護意識の醸成と普及啓発 ③相談機能の充実 ④成年後見ニーズ・候補者検討の場の設置 ⑤モニタリング ⑥首長申立てに関する後見等候補者検討委員会の設置 ⑦地域連携ネットワークの構築 ⑧被後見人等への助成制度の充実 ⑨地域の担い手の養成と権利擁護センターの機能充実
①子ども・若者のまちづくりへの参画と活躍への支援
①災害時の支援体制の整備・充実 ②防災・防犯活動の普及・啓発 ③地域の防災・防犯活動への支援 ④再犯防止に向けた取組の推進(再犯防止推進計画)
①共生社会の実現に向けた取組の推進(「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」関連) ②ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進 ③性的志向や性自認による差別や偏見の解消

第4節 地域福祉計画における重点事項

本計画では、次の3つを重点事項として推進します。

重点事項	対応する施策
<p>1 地域活動・交流のきっかけづくり</p> <p>地域で支え合う機能の維持・充実に向けて、地域への関心を高めるとともに、若者や子育て世代をはじめ、多様な世代の地域活動へ参加と交流を促す取り組みを推進します。</p>	<p>【基本施策1—(2)】</p>
<p>2 重層的な支援体制づくりの推進</p> <p>多様化・複雑化する課題への対応に向けて、市民同士の助け合いや行政との協働により、重層的な支援体制の充実を図るとともに、支援を必要としながら支援を受けられずにいる人たちに対して、アウトリーチによる課題の早期発見と支援を推進します。</p>	<p>【基本施策4—(1)】</p>
<p>3 「子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」の推進と多様性の尊重</p> <p>「子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」（子ども・若者条例）、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」（障がい者差別解消条例）、パートナーシップ制度の制定など、多様性を尊重するまちづくりを推進しています。今後これら条例等の周知をはじめ、多様な支援を推進します。</p>	<p>【基本施策6—(4)、(6)】</p>

【参考】現計画の重点事項（P31）

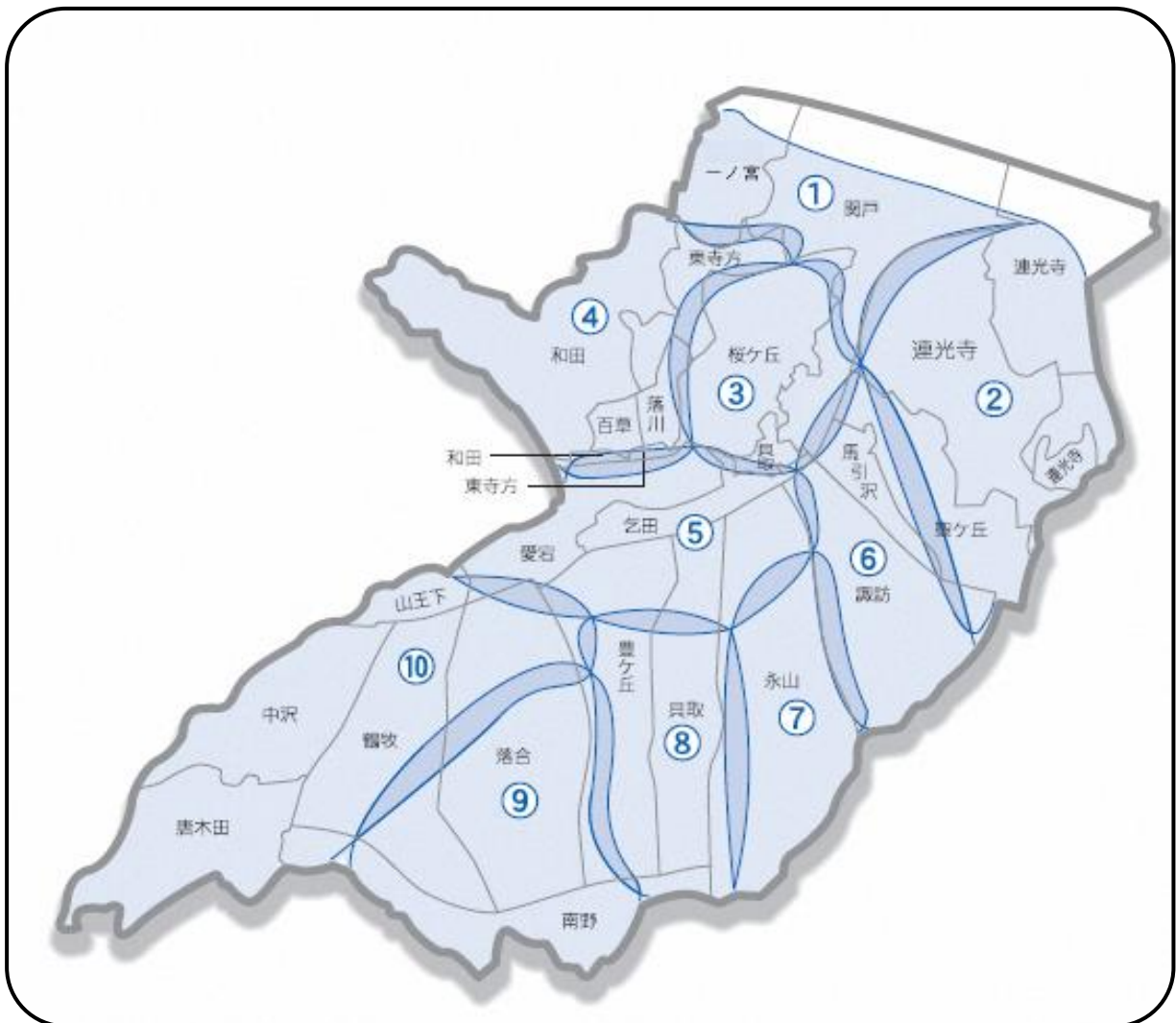
- 地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化
- 権利擁護の推進
- 地域生活課題の発掘・提案・解決の仕組みづくり

第5節 地域福祉の圏域について

(1) 10のコミュニティエリアに基づく地域づくりの推進

- 多摩市では、地域のつながりの深い圏域として、2001（平成13）年度から、10のコミュニティエリアを設定し、まちづくりの拠点としてのコミュニティセンターを中心に、コミュニティ環境の整備を進めています。
- コミュニティエリアごとに地域福祉推進委員会が発足しており、エリアごとに特徴あるコミュニティ活動、地域福祉の推進が図られています。
- 一方で、10のエリアは、それぞれ居住環境や年齢構成が異なるため、地域ごとの特徴に合わせた福祉ニーズへの支援と対応が求められます。また、各エリアにおいて、地域福祉の担い手となる人材の発掘・養成と活動の支援に取り組む必要があります。

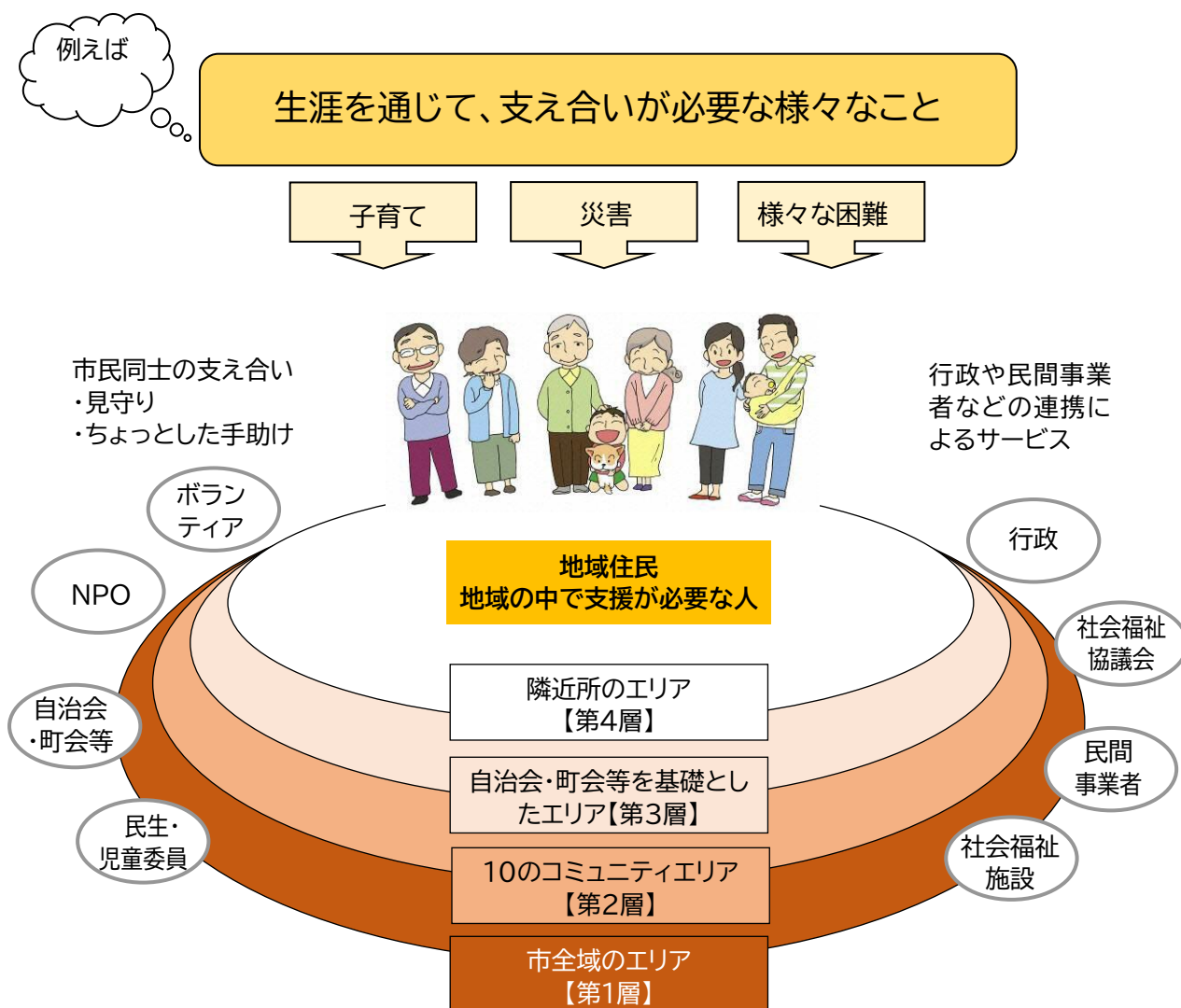
■コミュニティエリアのゾーニング図



(2) 重層的な地域の捉え方

- 隣近所や自治会・町会など、市民に最も身近な活動から全市的な活動まで、取り組み内容によって活動の範囲を変えるなど、福祉の支援を必要とする人を重層的に支えることができる地域づくりが重要となります。
- また、地域の暮らしにおけるニーズが多様化する中、特に市民の支え合いが効果的な問題解決につながる「互助」を進めることが、地域福祉の重要なポイントとなります。
- そして、よりきめ細かい地域福祉活動を推進していくためには、対象や事象によって地域の範囲の捉え方を変え、その範囲に応じた課題を把握し、解決に向けて取り組んでいくことが重要であると考え、地域を4つの層として重層的に捉えて課題の把握と取り組みの検討を行っています。

■多摩市の地域福祉における4つの層



基本施策 1 地域への関心を高める

関連する健幸まちづくり（3つの柱）

1つ目の柱	健幸的な生活の獲得支援
2つ目の柱	暮らしの安全・安心
3つ目の柱	世代の多様性を増やす

関連する SDGs



現状と課題

- 近所付き合いの希薄化が進む中、地域への関心や関わりも弱くなっています。
- 地域コミュニティの担い手・支え手の不足が一層深刻化する見込みです。
- 町会・自治会・住宅管理組合への若年層の加入者不足、組織の高齢化など、現役世代との交代が課題です。
- 集会所やコミュニティセンター等、地域活動の拠点の確保が必要です。
- 多摩市では、「地域福祉推進委員会」が起点となり、サロン活動が広がっているなど、地域主体の活動が地域福祉の推進に役割を果たしています。

施策の方向

地域で支え合う機能の維持・充実に向けて、地域への関心を高めるとともに、若者や子育て世代などの地域活動へ参加を促す取り組みを推進します。

目指す地域像

- 地域コミュニティの担い手・支え手が多く、年代問わず、地域活動が活発な地域

○地域活動による交流を通して、困ったときなどの必要なときに地域とつながることができる地域

目指す地域像の実現に向けてできること

市	○地域に関する情報発信の充実を図ります。 ○地域には様々な人がいるという福祉意識を醸成します。 ○地域活動の場や機会を提供します。
社会福祉協議会	～社協 次期地域福祉活動計画から引用予定～
市民・地域	○地域の情報を把握しましょう。 ○無理のない範囲で、興味のある分野、経験や知識を活かせる分野の地域活動に参加・協力しましょう。 ○地域の活動の楽しさを積極的に発信しましょう。

目標指標

指標	現状		目標
	令和3年度	令和4年度	令和10年度
コミュニティルーム利用者数及び事業参加者数	190,510人	—	285,765人
日本語教室の延べ参加者数	2,233人	—	3,000人
市主催事業にて、障害の有無、もしくは年齢に関係なく参加可能な事業の実施回数 令和3・4年の対象事業 ①障害者スポーツ体験教室 ②学校訪問型障害者スポーツ体験教室 ③ポッチャフレンドカップ ④ニュースポーツ体験教室	33回	未定	40回
子ども家庭支援ネットワーク連絡会の開催回数	167回	—	200回
「講師体験」企画の実施回数	10回	—	20回
交流イベントの開催数	コロナ感染症拡大防止のため中止	2事業 (8/31現在)	2事業
福祉意識の向上を図る講座等の開催数	4事業	1事業 (8/31現在)	4事業

施策（１）地域活動に関する意識啓発と情報発信

①多様な機会・媒体を活用した情報提供の充実

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> 地域デビュー手引書及び市民活動情報検索サイトの統合等、多様な主体との協働の考え方（方針）の見直しを図ります。 	企画課
<ul style="list-style-type: none"> 地域の要望等により防災に関する出前講座の機会を活用し、福祉関係所管課と連携しつつ、様々な行政情報を積極的に地域に発信します。 	防災安全課
<ul style="list-style-type: none"> 市広報、ホームページなどの他、ミニコミ紙なども活用し、講座の周知を実施する他、出前講座を開催することで、消費者被害に遭わないための情報提供を行います。（消費生活センター） 	コミュニティ・生活課
<ul style="list-style-type: none"> スポーツ推進委員のスポーツ教室の周知を強化します。 スポーツ推進委員事業協力のさらなる活用に向けた、委員及び制度の認知を促進します。 	スポーツ振興課
<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援拠点において、地域のイベント等を紹介する「わくわく通信」を発行し、全ての拠点で配架することで、情報提供の充実を図ります。また、子ども家庭支援ネットワーク連絡会を定期的開催し、子どもと家庭の支援に関する関係機関の間での情報共有、連携を図ります。 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ホームページに生活保護の相談窓口、「保護のしおり」（生活保護制度、申請までの流れ等を紹介）を掲載し、関係課の窓口に「保護のしおり」を配置します。 	生活福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター運営協議会等の資料を公式ホームページに掲載し、行政資料室に資料提供を行います。また、コロナ禍においても相談が行えるよう、ホームページのメール相談等の周知を行います。 	高齢支援課
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業所が地域と連携を進めることができるよう、市政情報をはじめ様々な情報を介護保険事業所へ提供します。 	介護保険課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある方やその支援者に情報を確実に届け、必要なサービスや支援、社会参加につなげられるよう、制度を活用するための手続方法等をまとめた「福祉のしおり」の発行などを通じ、障害特性に応じたわかりやすい情報提供を行います。 障害福祉サービス事業所等で構成する事業所等連絡会を開催し、社会資源同士の情報共有や市からの情報提供を実施します。 	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスや地域福祉の推進に向けた情報提供を福祉団体などと連携し、関係機関や市民団体の情報を館内に掲示・配架するなど、広く市民に情報を提供していきます。 	公民館

②活動情報の提供と支援

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> 地域デビュー手引書及び市民活動情報検索サイトの統合等、多様な主体との協働の考え方（方針）の見直しを図ります。（再掲） 	企画課

③福祉意識の醸成

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> 性的指向や性自認（SOGI）による差別や偏見の解消に向けて、市民や事業者等に意識啓発や情報提供を行います。（第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画 No.8） 	平和・人権課
<ul style="list-style-type: none"> 日本語教室や生活相談室をはじめとする在住外国人支援を今後も継続して行うことで、誰もが暮らしやすい多文化共生社会の推進を図ります。 	文化・生涯学習推進課
<ul style="list-style-type: none"> 事業については、引き続きトッププロスポーツ事業者や企業の協力を得ながら、市内児童を対象に障がい者スポーツ体験教室を実施します。また、ボッチャなど、障害のある方でも楽しめる運動機会の充実を図ります。 指定管理者と協働したスポーツ教室等を実施し、スポーツにふれる機会を創出します。 	スポーツ振興課
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者・外国人などを理由に、地域のイベントに参加できないことがないように、事業を検討していきます。また、地区委員会会長会やこども110番の講演会には、手話通訳及び要約筆記をつけることで、意思疎通支援事業への理解を促進します。 	児童青少年課
<ul style="list-style-type: none"> 生活支援体制整備事業の取組みの中で、住民同士の助け合いや支え合いの大切さ及び介護予防・日常生活支援総合事業についての周知を図ります。 	高齢支援課
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年7月に制定した「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に基づき、障がい当事者ととも作成した「心つなぐ・はんどぶっく」の活用、市民協働による障がい者美術作品展の開催等、障害理解・差別解消の取組を推進します。また、障がい者差別解消支援地域協議会で更なる取組を検討します。 	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 時事問題なども含め、福祉意識の向上が図られる講座等を開催していきます。 	公民館

施策（２）地域活動・交流のきっかけづくり

①地域で活動する事業者等の地域づくりへの参加の促進

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> 地域資源である大学や企業等との連携・協力関係を構築するための仕組みづくりを進めます。また、地域企業と地域発展の推進に関する連携協定を締結し、様々な分野で地域コミュニティの活性化に寄与する事業連携を行います。 	企画課
<ul style="list-style-type: none"> 多様化・複合化する地域生活課題の解決のため、行政、地域住民に加えて、「多摩地域企業・大学等連絡会（ゆるたまネット）」を通じた学習会や意見交換会、ネットワークを活かした連携・協働の取組を進めます。 フードドライブなど「食」の支援を通じた生活困窮世帯の支援を行い、ネットワークの拡充を図ります。 	福祉総務課 （多摩市社会福祉協議会）
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業所が地域と連携を進めることができるよう、市政情報をはじめ様々な情報を介護保険事業所へ提供します。（再掲） 	介護保険課
<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス事業所等で構成する事業所等連絡会を開催し、事業者同士の顔の見える関係をつくります。 	障害福祉課

②全ての世代のボランティア参加の促進

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> 市民協働講座の在り方を含め、地域デビュー手引書及び市民活動情報検索サイトの統合等、多様な主体との協働の考え方（方針）の見直しを図ります。（再掲） 	企画課
<ul style="list-style-type: none"> 災害時に速やかに活動できるボランティアとの協力体制を構築できるように、災害ボランティアセンターが実施する訓練を支援します。 	防災安全課

③活動・交流の場と機会の提供

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> コミュニティセンターを活用しながら、利用者、活動団体、地域の方々が交流する場、機会となるように、活動を支援します。（コミュニティ担当） 	コミュニティ・生活課
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月に開館した市民活動・交流センターにおいて、貸室や各種生涯学習講座を開催する等、市民活動の場を提供します。また、市民活動を支援し市民の交流を促進することにより、生き生きとした豊かな地域社会づくりに寄与します。 	文化・生涯学習推進課
<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭支援センターの子育てひろばにおいて、スキルや技術を生かした講師活動のきっかけの場として、「講師体験」の企画を実施し、活動・交流の場と機会の提供を図ります。 	子育て支援課 （子ども家庭支援センター）
<ul style="list-style-type: none"> 多摩ボランティア・市民活動支援センターへの支援を通じ、子どもからシニアまで、多世代の方が幅広くボランティア・市民活動等に関心を持てるよう、参加者や支援者に対する支援の充実及び活動団体や事業者同士の連携促進に取り組みます。 	福祉総務課

<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者が地域の中で役割を持ち、社会参加することは、その方の生きがいや介護予防にもつながることから、地域介護予防教室や近所 de 元気アップトレーニング等の高齢者の通いの場の活動を支援していきます。 	<p>高齢支援課</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 多くの市民団体の活動拠点として施設を提供するだけでなく、サークル紹介コーナーなどを設置したり、来館する個人と団体・団体と団体等の情報交換や交流のできる場として VITA ふれあいまつりなど交流イベントの開催を実施していきます。 	<p>公民館</p>

基本施策2 子どもから大人まで地域ぐるみで「健幸」 をめざす

関連する健幸まちづくり（3つの柱）

1つ目の柱	健幸的な生活の獲得支援
2つ目の柱	暮らしの安全・安心
3つ目の柱	世代の多様性を増やす

関連する SDGs



現状と課題

- 多摩市は都内でも健康寿命が長く、元気な高齢者の割合が高くなっています。
- 多摩市は豊かな緑地に恵まれ、健康づくりなど様々な活動の基盤が存在します。
- ライフステージなど一人ひとりの状況に応じた適切な健康づくり・生きがいつくりの機会を充実する必要があります。
- 社会に貢献する活動に参加することで、自身の健康づくりにもつながるとともに、市が推進する健幸まちづくりにもつながることから、多様なボランティア活動・市民活動への支援を充実する必要があります。

施策の方向

誰もが幸せを実感し、自分らしく毎日いきいきと暮らせるよう、市民と関係団体・機関等が密接に連携し、健幸都市（スマートウェルネスシティ）の実現に向けた取組を推進します。

目指す地域像

子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、誰もが幸せを実感できる地域

目指す地域像の実現に向けてできること

市	<ul style="list-style-type: none"> ○健幸都市の実現に向け、ライフステージや状況に応じた保健・医療・福祉の適切な支援、健康づくりの取組の推進を図ります。 ○ボランティア・市民活動を支援します。 ○シルバー人材センターへの支援を行います。
社会福祉協議会	～社協 次期地域福祉活動計画から引用予定～
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の健康づくりの取組に参加しましょう。 ○地域活動への参加を通じ、外出し、交流をすることにより、いきいきと過ごしましょう。 ○シルバー人材センターを積極的に活用しましょう。

目標指標

指標	現状		目標
	令和3年度	令和4年度	令和10年度
学校跡地施設利用者数	76,865 人	—	—
市民活動・交流センター利用者数	—	121,000 人	—
スポーツ推進委員主催事業の参加者	679 人	未定	1,000 人
健康づくり推進員事業実施回数	23 回	62 回 (予定)	62 回 (予定)
気軽に参加できるイベント等への参加人数	1,229 人	459 人 (8/31 現在)	2,000 人

施策（1）健康づくり・生きがいづくり

①ライフステージや状況に応じた保健・医療・福祉の適切な支援

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> 「子どもと家庭に関する総合相談」において、相談者の状況や年代に応じて各関係所管課や医療、保健所等適切な支援へつなげます。 	子育て支援課 （子ども家庭支援センター）
<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援拠点である児童館に子育てマネージャーを引き続き配置し、妊娠期から18歳まで切れ目のない子育て支援を提供します。 	児童青少年課
<ul style="list-style-type: none"> 嘱託医や関係機関等と連携し、被保護者世帯の日常生活の自立を支援します。 「被保護者健康管理支援事業」では健康推進課と連携し、成人・30代健康診査受診勧奨、保健指導、医療機関受診勧奨等を実施し、生活習慣病の予防及び重症化予防を推進し社会生活・日常生活自立を促進します。 	生活福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって市民保健の向上に寄与することを目指して、「（仮称）多摩市歯科口腔保健推進条例」を制定します。 新たな感染症が流行した際に、市民に適切な保健医療を提供するための体制確保を目指します。 子育て世代包括支援センター事業を実施し、地域子育て支援拠点施設をはじめ保育所等の子育て支援施設等関係機関との連携強化によりポピュレーションアプローチを充実強化し、支援が必要な家庭を早期に発見し早期支援に繋がる体制を引き続き構築していきます。 乳幼児健診や成人の方への健診（検診）等、ライフステージに応じた健診を実施します。 	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> 一般福祉サービスや介護予防・日常生活支援総合事業等のサービス等を必要な方へ提供していきます。また、福祉のしおり（高齢支援編）等を作成し、各種のサービスについて周知していきます。 	高齢支援課
<ul style="list-style-type: none"> 介護が必要になっても、住み慣れた地域で尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、介護保険制度を運営します。 	介護保険課
<ul style="list-style-type: none"> 子どもから大人までのライフステージや個々の障害の状況やニーズに応じ、関係機関と連携し、手当や障害者総合支援法に基づく各種サービスの提供、支援を行います。 発達に課題のある就学前児童の療育を行う事業や巡回相談の実施の実施、発達に課題のある児童、生徒、成人に必要な医療、療育等専門機関の紹介等を行います。 	障害福祉課

②健康づくりの取り組みの推進

取組の方向	担当
-------	----

<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康づくりについて、更なる機会の充実を図るため、スポーツ推進委員の実施するスポーツ教室にて参加者増を目指します。そのため、広報の強化などを行います。 スポーツ施設について適切な管理を行うことで利用者の安全を確保し、より多くの市民が健康づくりとしてスポーツに参加できるような施設の運用を図ります。 	スポーツ振興課
<ul style="list-style-type: none"> ウォーキングや講座など、自らが健康づくりに取り組める事業を実施します。 	健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> 地域介護予防教室やうんどう教室等の高齢者の通いの場を支援し、高齢者の健康づくりを推進します。また、TAMAフレイル予防プロジェクト（TFPP）において高齢者のフレイル度チェックと介護予防のための体験プロジェクトを実施し、フレイルの早期発見と改善に向けた働きかけを行います。 	高齢支援課

③シルバー人材センターへの支援

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の社会参加促進を目指して、臨時的・短期的または軽易な作業の就業機会を開拓するため、シルバー人材センター事業を支援します。 	高齢支援課

④生きがいづくり支援

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> 学校跡地施設において、恒久的な活用方針が決定するまでの間、暫定活用として市民に開放し、市民活動の場を提供します。 令和4年4月に開館した市民活動・交流センターにおいて、貸室や各種生涯学習講座を開催する等、市民活動の場を提供します。また、市民活動を支援し市民の交流を促進することにより、生き生きとした豊かな地域社会づくりに寄与します。（再掲） 	文化・生涯学習推進課
<ul style="list-style-type: none"> 日常生活上の課題など、身近なテーマで誰もが気軽に参加でき通える場となるイベント等を開催し、外出機会の増進、地域活動や社会参加へ出向くきっかけにし、生きがいづくりを支援します。 	公民館

施策（２）ボランティア活動・市民活動への支援

①ボランティア活動・市民活動への支援

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> • 災害時に速やかに活動できるボランティアとの協力体制を構築できるように、災害ボランティアセンターが実施する訓練を支援します。（再掲） • 誰もが快適に避難生活が送れるよう、平時から地域の防災について話し合う防災連絡協議会の設立支援を行います。 	<p style="text-align: center;">防災安全課</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 社会資源を活用した地域でのネットワークづくりに取り組むとともに、地域の福祉活動や健康づくり活動に積極的に関わる担い手の発掘・養成を行います。 • 多くの市民や団体が参画し、地域の福祉ニーズも踏まえながら、より主体的に地域活動に取り組めるよう、多摩ボランティア・市民活動支援センターのボランティア活動や地域活動に関する情報提供、相談、コーディネート 機能を充実します。 • 単体の組織や団体では解決できない課題等に対応していくため、ボランティア団体やNPO、市民活動団体との連携及び支援を強化します。 • 在宅でもできるボランティア活動やオンラインを活用した体験講座メニューなど、個人が取り組みやすい新たな活動プログラムや地域ニーズに沿った講座等も導入し、活動の裾野を広げていきます。 	<p style="text-align: center;">福祉総務課 （多摩市社会福祉協議会）</p>

基本施策3 地域の包括的なネットワークを充実する

関連する健幸まちづくり（3つの柱）

1つ目の柱	健幸的な生活の獲得支援
2つ目の柱	暮らしの安全・安心
3つ目の柱	世代の多様性を増やす

関連する SDGs



現状と課題

- 多摩市では、急速に進む高齢化や社会的孤立等、見守り、災害時の助け合いなど制度だけでは解決できない課題に対し、「地域福祉推進委員会」を設置し、地域住民が主体となって、課題の解決に向けた検討や活動に取り組んでいます。
- 市民アンケート調査では、全体の約7割の方が町会・自治会・住宅管理組合に加入していますが、若い世代で「現在加入しておらず、今後も入りたいとは思わない」の割合が多くなっています。
- 地域コミュニティの担い手・支え手の不足が一層深刻化する見込みです。
- 民生・児童委員の充足が課題となっています。

施策の方向

地域福祉推進委員会や多摩市社会福祉協議会をはじめとする、地域の多様な主体の活動と連携し、地域の包括的なネットワークの充実を推進します。

目指す地域像

- 困りごとがあっても、支援のネットワークにつながる地域
- 市民、団体、事業者が横のつながりを構築している地域

目指す地域像の実現に向けてできること

市	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉推進委員会の活動を推進します。 ○町会・自治会、民生・児童委員、社会福祉協議会など、地域の多様な主体の活動を推進します。
社会福祉協議会	～社協 次期地域福祉活動計画から引用予定～
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の課題を考えましょう。 ○地域の課題を解決するため、地域での話し合いや活動の場に参加しましょう。 ○自治会・町会等、民生・児童委員等、老人クラブ・多摩市青少年問題協議会地区委員会活動、地域福祉推進委員会、多摩市社会福祉協議会など、地域で活躍する様々な人・団体に関心を持ち、諸活動に参加しましょう。

目標指標

指標	現状		目標
	令和3年度	令和4年度	令和10年度
集会所延べ利用者数	38,439人	—	57,000人
民生委員・児童委員人数（4月1日時点）	89人	94人	112人

施策（1）地域福祉推進委員会の推進

①地域福祉推進委員会の推進

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> • 地域で活動する多様な主体が参加し、それぞれの地域の状況に応じた地域づくりや地域生活課題の解決を図る場となるよう、地域福祉推進委員会の活動を支援します。 • 重層的支援体制整備事業の地域づくりに向けた支援として、（仮称）地域委員会構想と連動し、住民同士の顔の見える関係性の地域づくりに取り組みます。 	福祉総務課 （多摩市社会福祉協議会）

②地域福祉推進委員会と連携した地域福祉の推進

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> • 地域生活課題の解決に向けた協働・連携の取り組みとして、コミュニティエリアごとに、発足している「地域福祉推進委員会」の取り組みを推進します。 • 多機関協働として、多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会で地域福祉コーディネーターが地域活動で得た情報等を提供し、地域課題を共有することで、関係機関全体で支援策を検討していきます。 	福祉総務課 （多摩市社会福祉協議会）

施策（２）地域の多様な主体の活動の推進

①自治会・町会、老人クラブ・多摩市青少年問題協議会地区委員会等の活動への支援

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者まで、市民同士が身近で支え合うための場として、集会所を活用しています。今後もさらに、多摩市社会福祉協議会や関係所管と連携を取りながら、集会所を活用し、自治会・町会の活動を支援します。 	コミュニティ・生活課
<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援拠点において、地域の子育て関係機関とのネットワーク会議を開催し、地域の子育て情報について情報共有を行います。 	子育て支援課 (子ども家庭支援センター) 児童青少年課
<ul style="list-style-type: none"> 青少協地区委員会に対して、補助金を交付し、連絡会に事務局として加わり、安定的な事業展開ができるよう支援します。 	児童青少年課
<ul style="list-style-type: none"> 生活支援体制整備事業等を活用し、関係部署と連携し、地域課題の解決にむけた取り組みを進めます。 また、住民主体の活動である地域介護予防教室や近所de元気アップトレーニングが継続的に行えるよう支援します。東京都の老人クラブ助成費補助金等を交付し、老人クラブの活動等を支援します。 	高齢支援課

②民生・児童委員等への支援

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て世帯、高齢者、障がい者、生活困窮者等、助言・援助が必要な方からの相談内容に応じ、民生・児童委員が適切な福祉サービス及び関係機関につなげるために必要な情報の提供および関係機関との調整を行います。 民生・児童委員、身体・知的障がい者相談員が相互に連携できるとともに、関係機関につなげやすい体制づくりを推進します。 民生・児童委員制度や活動内容等を市民へ周知するとともに、欠員解消に向けて民生・児童委員とともにPR活動を行います。 	福祉総務課
<ul style="list-style-type: none"> 身体・知的障がい者相談員との情報交換会を開催し、相談員同士の情報共有や市からの情報提供を実施します。また、民生委員地区連絡会に出席し情報交換、情報提供を行います。 	障害福祉課

③多摩市社会福祉協議会への支援と連携

取組の方向	担当
<ul style="list-style-type: none"> 多摩市社会福祉協議会は地域の福祉活動の基盤となることが期待され、「多摩市地域福祉活動計画」でも市と連携を図ることから、多摩市社会福祉協議会へ引き続き支援するとともに、地域共生社会の実現に向けてともに取組を推進します。 	福祉総務課